

別紙8 諸室諸元表

(職員数) 1)非常勤職員:非常勤職員、会計年度職員、臨時職員等の人数 2)その他:多忙期等の応援、臨時職員などの人数 3)空調設備「○」:空調必要室、「個」:個別空調方式 (階指定) 1)数値記載がある場合は記載の階への配置とする。 2)「同一」記載は当該部・課の諸室は全て同一階への配置とする。 3)「ー」記載は提案によるものとする。	(共用の可否) 1)「専」:当該課の専用諸室。 2)「所」:当該所属の専用諸室。 3)「庁」:他部署・課も使用する共用諸室。 (設備凡例) 1)放送設備「ス」:スピーカー、「マ」:マイク+スピーカー 2)インターホン「親」:親機、「子」:子機 3)空調設備「○」:空調必要室、「個」:個別空調方式	(面積) 1)「程度」記載の部屋については記載面積が±10%以内、または±1㎡のうちいずれか大きいほうの面積の範囲内とする。かつその他欄に記載の什器・備品の配置が可能で内部通路スペースの確保など運用に支障のない面積とする。 2)「以上」記載の部屋については記載以上の面積とする。 3)「適宜」記載の部屋については設計水準や要求水準に明記すべき設備等の配置が可能で内部通路スペースの確保など運用に支障のない面積とする。
--	---	---

庁舎棟

各部概要					必要機能										設備関連												
機能	所属名	諸室名	課名	主な業務内容・用途	職員数(R8.10時点)			階指定(階)	共用の可否	面積		セキュリティレベル	位置・室構成	備考	OAフロア	電気・通信設備					空調・換気設備		衛生設備等				
					常勤		随時			㎡	程度or以上					放送設備	インターホン	TV端子	(県庁内線)電話回線	LAN	非常用電源	空調設備	換気設備	給水設備	給湯設備	洗面化粧台	
					職員 (男:女)	非常勤職員 (男:女)	その他 (男:女)																				
共用部分	(1階)	エントランス・オープンスペース	災害対策本部の代替施設として活用(一体利用・機密情報に配慮(机・モニターの設置、ブラインドの設置等))	・来庁者用のメインエントランス ・閉庁日・閉庁時間は施錠する				1	庁	300	程度	Lv.2b			－	ス	子	○	○	○	○	個	○				
		大会議室						1	庁	150	以上	Lv.3c	・150㎡×1室 ・オープンスペースと隣接すること。 ・必要席数:100席以上 ・机・椅子を収納できるスペースを確保すること。(15㎡以上)	・プロジェクター、スクリーンを備えること。 ・フロアコンセントをバランスよく配置すること。	－	マ		○	○	○	○	個	○				
		小会議室①～④						1	庁	150	以上	Lv.3c	・35㎡×4室 ・オープンスペースと近接すること。	・Web会議用大型モニター(65インチ以上)を備品として各会議室に1台(計4台)設置(可動式)	－	ス		○	○	○	○	個	○				
		職員用通用口			・職員用の通用口 ・機械警備の警戒状態のON/OFF管理を行う				1	庁	適宜		－		－												
中部振興局	中部振興局			大分市、由布市、臼杵市、津久見市を管轄	96 (61:35)	16 (7:9)	5 (5:0)																				
		局長室	局長室	－	1:0	－	0	低層	専	35	程度	Lv.4	・必要席数:1席 ・応接スペースを設けること。	・大型モニター(65インチ以上)を備品として設置(可動式)	○	ス		○	○	○	○	個	○				
		執務室①	総務部	庶務及び経理の集中化、地区災害対策本部、特定家畜業務、選挙事務、大分県収入証紙の販売、工事に係る入札・契約、競争入札参加資格、建設業法に関する業務 等	3:6	0:2	0	低層	所	900	程度	Lv.4	・金庫、自動釣銭機等を設置するスペースを確保すること ・防災情報システム末端機材を設置すること。 ・証紙販売用のハイカウンターを設置すること。	・執務スペースの必要席数:111席以上。 ・職員6名程度の打合せや簡単な作業ができる打合せスペースを設けること。打合せスペースはバランスよく配置し、少なくとも各部に1カ所以上配置すること	○	マ	親	○	○	○	○	個	○				
			地域創生部	地域未来創造総合補助金及び高齢者集落対策業務、電気工事業、産業振興条例業務、採石法、広域観光連携 等	3:3	0:2	0	低層	所			Lv.4	・電気工事士の受付窓口を設置すること。(受付スペースに加え、書類配架・閲覧スペースの確保)		○	ス		○	○	○	○	個	○				
			農山漁村振興部	農地法・農振法・農業法・農協法関連業務、畜産・園芸等の補助金業務、新規参入者支援及び関連補助事業、林地開発、保安林管理、鳥獣被害対策及び狩猟、森林組合指導、特用林産関係補助金、漁業権・漁業の許認可、養殖、内水面、漁船登録 等	14:12	3:3	0	低層	所			Lv.4			○	ス		○	○	○	○	個	○				
			生産流通部	大規模園芸団地、水田畑地化、農業法人育成、農福連携、担い手育成、園芸品目の生産指導・経営指導、参入企業指導、肉用牛の生産技術・経営指導、畜産経営体の確保・育成 等	16:11	1:1	0	低層	所			Lv.4			○	ス		○	○	○	○	個	○				
			農林基盤部	農業農村整備事業の工事・用地買収等、土地改良区の運営指導、地籍調査事業、農業水利施設保全合理化事業、耕地災害復旧事業、防災重点農業用ため池等整備事業、県営治山事業設計、補助治山事業指導及び監査、林業専用道整備促進事業指導及び監査、林道災害復旧事業 等	24:3	3:1	0	低層	所			Lv.4			○	ス		○	○	○	○	個	○				
		専用会議室①		－				低層	専	30	程度	Lv.3b	・16名利用できるレイアウトとすること。	・Web会議用大型モニター(65インチ以上)を備品として1台設置(可動式)	○	ス		○	○	○	○	個	○				
業務委託室①	業務委託	－			5:0	低層	専	25	程度	Lv.3a	・業務委託3～5名、関係団体2名の執務スペースを確保し、それぞれ独立して利用しやすい間取りとすること。		○	ス		○	○		個	○							
共用諸室		倉庫①					低層	所	45	程度	Lv.4			－	ス							○					
		一般書架①					低層	所	150	程度	Lv.4			－	ス							○					
		実験室					1	所	35	程度	Lv.4	・中央に作業机を設置し、両側で作業ができるよう通路を1m程度確保すること。 ・換気用に、外気の取り入れ可能な窓を設置すること。	・流し台(ステンレス製W1,200mm)を設置すること。 【コンセント(100V)】 2箇所×2口×3壁＝12口(6箇所) 2箇所(中央)×2口＝4口(2箇所) 2箇所(エアコン、換気扇)×1口＝2口(2箇所) うち4か所はアース電源を希望。計18口(10箇所) 【三相電源】200V) 1口	－	ス			○	○		個	○	○	○			

庁舎棟

各部概要										必要機能										設備関連									
機能	所属名	諸室名	課名	主な業務内容・用途	職員数(R8.10時点)			階指定(階)	共用の可否	面積		セキュリティレベル	位置・室構成	備考	OAフロア	電気・通信設備					空調・換気設備		衛生設備等						
					常勤		随時			㎡	程度or以上					放送設備	インターホン	TV端子	(県庁内線)電話回線	LAN	非常用電源	空調設備	換気設備	給水設備	給湯設備	洗面化粧台			
					職員 (男:女)	非常勤職員 (男:女)	その他 (男:女)																						
大分土木事務所 大分土木事務所				大分市、由布市を管轄	95 (83:12)	18 (13:5)	30 (28:2)																						
	所長室	所長	—	1:0	—	0	高層	専	35	以上	Lv.4	・必要席数:1席 ・応接スペースを設けること。	・Web会議用大型モニター(65インチ以上)を備品として1台設置(可動式)	○	ス		○	○	○	○	個	○							
	執務室②	総務課	庶務、大分県収入証紙の販売、工事に係る入札・契約、競争入札参加資格、建設業法に関する業務 等	8:5	1:2	0:1	高層	所	1,020	程度	Lv.4	・大型金庫を設置するスペースを確保すること ・鍵付きキャビネットを設置すること。 ・窓口カウンターの設置(6席以上:工事経理班用、3席程度:庶務班金券販売用)。 ・窓口カウンターの付近にレジを設置するスペース、設けること。 ・窓口カウンターの付近に来庁者用の待合スペースを確保すること。 ・レジスターや共用備品(パソコン等)・書類収納スペースを設置すること。	・執務スペースの必要席数:112席以上 ・職員6名程度の打合せや簡単な作業ができる打合せスペースを設けること。打合せスペースはバランスよく配置し、少なくとも各課に1カ所以上配置すること ・ホワイトボードやテーブル等の設置に必要なスペースを確保すること ・幅広コピー機、図面切断台、図面折りたたみ機の設置スペースを確保すること。	○	マ	親	○	○	○	○	個	○							
				企画調査課	事業の計画立案、工事の検査、防災に関する業務 等	5:0	0:0	1:0			高層	所		Lv.4	・防災情報を視聴できるように、テレビモニターを視聴できるようにすること。(他の課と共有の場合は座席配置を考慮したテレビ配置とすること) ・ドローン等(機材)の保管場所を確保すること。	○	ス		○	○	○	○	個	○					
				管理課	国道・県道、河川、砂防、港湾等の管理、道路河川占用許可、屋外広告物申請、交通規制に関する業務 等	6:1	4:1	0:1			高層	所		Lv.4	・書架と隣接させること。 ・トンネル関連設備や警報装置などを設置すること。	○	ス		○	○	○	○	個	○					
				用地課	工事に必要な用地の取得、家屋等の補償 に関する業務 等	7:0	4:0	0			高層	所		Lv.4	・個人情報、機密情報の漏洩防止の観点から、出入口から離れた配置とすること。	○	ス		○	○	○	○	個	○					
				道路保全課	国道・県道及び橋梁等の維持補修工事、道路パトロール、交通安全工事、国道・県道の改築事業に関する業務 等	13:0	0:1	0			高層	所		Lv.4		○	ス		○	○	○	○	個	○					
				道路建設課	国道・県道及び橋梁等の維持補修工事、道路パトロール、交通安全工事、国道・県道の改築事業に関する業務 等	11:4	0:0	0			高層	所		Lv.4		○	ス		○	○	○	○	個	○					
				河川砂防課	河川・港湾事業、砂防ダム・急傾斜地崩壊対策事業・地すべり対策事業に関する業務 等	10:1	0:0	0			高層	所		Lv.4		○	ス		○	○	○	○	個	○					
				建築住宅課	一班:建築関係法令に基づく許可・届出・認定に関する窓口業務 等 二班:県有建築物の新築・改修に係る営繕業務	13:0	1:1	0			高層	所		Lv.4	・来庁者が多いため、エレベーター等に近い配置とすること。 ・窓口カウンターの付近に書類用キャビネットを配置すること。	○	ス		○	○	○	○	個	○					
				大分港振興室	(整備班)大分港、佐賀関港港湾施設及び海岸施設、臨港道路の改修、維持補修工事、パトロール 等 (管理班)港湾及び海岸(管理課所掌に係るもの除く)の付属物管理及び補修、危機管理業務 等	9:1	3:0	0			高層	所		Lv.4	・執務室内に専用個室(8㎡程度)を確保すること。施錠可能で二重床の空調設備のある個室とすること。 ・来庁者用の打合せスペースを設けること。	○	ス		○	○	○	○	個	○					
	専用会議室②		検査業務や、所内の会議スペース、会計検査等の控えスペースとして使用				高層	専	35	程度	Lv.3b	・所長室と隣接すること。	・Web会議用大型モニター(65インチ以上)を備品として1台設置(可動式)	○	ス		○	○	○	○	個	○							
	業務委託室②	業務委託	現場業務委託(内勤中心)の執務室			17:0	高層	専	90	程度	Lv.3a	・17名の執務スペースを確保すること。		○	ス		○	○			個	○							
	業務委託室③	業務委託	委託道路パトロール員(外勤中心)の執務室			10:0	高層	専		程度	Lv.3a	・13名分の執務スペースを確保すること。		○	ス		○	○			個	○							
	共用諸室	倉庫②						高層	所	50	程度	Lv.4			—	ス							○						
		一般書架②						高層	所	275	程度	Lv.4			—	ス							○						
		可動書架						高層	所	100	程度	Lv.4			—	ス							○						
		通信室						高層	所	25	程度	Lv.4	・システムの操作を行うため、作業スペースを踏まえた、機器の格納スペースを確保すること。		○	ス			○	○	○	個	○						
施設全体	共用部分	共用会議室①～③						適宜	庁	30	程度	Lv.3b	・10㎡程度×3室	・Web会議用モニターを備品として設置	—	ス		○	○	○		個	○						
		エレベーターホール						各階	庁	適宜		Lv.2a	・わかりやすい案内板、掲示板マグネット、ピクチャーレールを設置すること。			ス					○	個	○						
		階段・廊下						各階	庁	適宜		Lv.2a	・階段下収納を設置すること。			ス					○	個	○						
		一般便所(男性) 一般便所(女性)			・各階に男性用と女性用を区別して設けること。なお、来庁者及び職員用として使用し、区別して設置する必要はない。				各階	庁	適宜	Lv.2a	男女比を勘案し、職員及び来庁者に配慮し計画すること。			ス				○		○	○						
		ユニバーサルデザイン便所							各階	庁	適宜	Lv.2a				ス					○		○	○					

庁舎棟

機能	各部概要												必要機能												設備関連											
	所属名	諸室名	課名	主な業務内容・用途	職員数(R8.10時点)			階指定 (階)	共用の可否	面積		セキュリティ レベル	位置・室構成	備考	O A フロア	電気・通信設備					空調・換気設備		衛生設備等													
					常勤		随時			㎡	程度 or 以上					放送設備	インターホン	TV端子 (県庁内線)	電話回線	LAN	非常用電源	空調設備	換気設備	給水設備	給湯設備	洗面化粧台										
					職員 (男:女)	非常勤職員 (男:女)	その他 (男:女)																													
施設全体	共用部分		休憩室・更衣室 (中部振興局)		・(職員用)男性用と女性用を区別して設けること。				適宜	所	70	程度	Lv.4	・休憩室は、災害時に職員の宿直用に使用するため、量敷きが望ましい。 ・ヘルメット、雨具、長靴などを個人ごとに置ける場所を確保すること。業務委託者の分も確保すること。		ス		○	○			個	○	○		○										
			休憩室・更衣室 (大分土木事務所)		・(職員用)男性用と女性用を区別して設けること。				適宜	所	100	程度	Lv.4			ス		○	○			個	○	○		○										
			シャワー・脱衣室		・(職員用)男性用と女性用を区別して設けること。				1	庁	適宜		Lv.4	・1箇所以上設けること。 ・男女別にシャワーユニット、脱衣スペースを確保すること。	・洗面化粧台(W750mm、シングルレバー式混合水栓)を設置すること。 ・流し台(W900mm)を設置すること。	ス							○	○	○											
			授乳室						1	庁	適宜		Lv.2a		・流し台(W900mm)を設置すること。	ス						個	○	○	○											
			給湯室		・(職員用)給湯・流し台(ガスコンロの設置は不要)				各階	庁	適宜		Lv.4		・各階に流し台(W1,200mm、シングルレバー式混合水栓)を設置すること。	ス							○	○	○											
			サーバー室							庁	15	程度	Lv.4			ス				○	○	個	○													
			機械室							庁	適宜		Lv.4							○	○	個														
			電気室							庁	適宜		Lv.4							○	○	個														
			清掃員控え室		・清掃員等、維持管理業務従事者の控え室・休憩室				1	庁	適宜		Lv.3a			ス			○				個	○												
			総合受付						1	庁	適宜		-										個													
			各階ごみ置き場		・職員個人のごみ箱等から各フロアで分別・集約する場 ・庁舎全体で排出された廃棄物を分別・集約するごみ置き場(ごみ収集車にごみを積む場所)との中間的なごみ置き場とする				各階	庁	適宜		-											○												
			足洗い場						1	庁	適宜		-		・屋外水栓とし、蛇口を2か所以上設けること。 ・非常時に一般利用を想定した場所を確保しておくこと。										○											

付属棟

付 属 棟	-	倉庫(重量物)						1	庁	420	以上	Lv.4	・動物の死骸を格納する大型冷凍庫を置くスペースを確保すること。専用電源、臭気対策、及び他の職員や来庁者の目に触れない搬入出動線を確保する。 ・道路保全用務に必要な資材倉庫を確保すること(As合材、看板、道路保安用具など)	・庁舎棟、との往来において、搬出入可能な段差のない通路を確保すること。		ス			○			○				
		倉庫(軽量物)							1	庁	120	程度	Lv.4				ス			○			○			
		災害用備蓄倉庫								1	庁	40	程度	Lv.4				ス			○					
		タイヤ置き場								1	庁	80	程度	Lv.4				ス								
		洗濯機置き場		道路パトロール業務等で汚れた作業服等を洗濯するため						1	庁	適宜		Lv.4	・洗濯機・乾燥機用の防水パン、専用給排水設備、専用コンセント、洗剤置き場等のスペースを確保すること。 ・簡易的な更衣室兼控室となるスペースを確保すること			ス							○	
		足洗い場								1	庁	適宜		Lv.4	・車庫と隣接すること。 ・屋外水栓とし、蛇口を2か所以上設けること。										○	

その他

その他		屋外喫煙スペース					1	庁	適宜		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
-----	--	----------	--	--	--	--	---	---	----	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--